

教育委員会 9 月定例会会議録

1. 日 時 平成30年9月25日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F)会議室1
3. 出席委員 教 育 長 井 坂 隆
職務代理者 説 田 賢 哉
委 員 松 延 芳 子
委 員 鈴 木 敏 之
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 服 部 正 彦 指 導 課 鶴 田 由 紀 子
教育総務課長 平 井 康 裕 博 物 館 木 塚 久 仁 子
学 務 課 元 川 宏 上 高 津 貝 塚 黒 澤 春 彦
文化生涯学習課 佐 賀 憲 一 学 務 課 係 長 塚 本 耕 司
スポーツ振興課 根 本 卓 也 国 体 推 進 課 主 幹 三 瓶 渚
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第28号 平成30年10月1日付教育委員会の人事異動について
(教育総務課) (非公開)
議案第29号 学校事務共同実施協議会会員の委嘱について (教育総務課)
議案第30号 土浦市就学援助規則の一部改正について (学務課)
議案第31号 土浦市入学準備金支給規則の制定について (学務課)
議案第32号 土浦市学区審議会委員の委嘱について (学務課)
議案第33号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について (教育総務課)
 - (2) 報告事項
①平成30年度第1回土浦市立学校給食センター運営審議会の開催結果について (学務課)
②平成29・30年度研究推進校研究発表会について (指導課)
③平成30年第2回及び第3回土浦市議会定例会一般質問について
(第2回:文化生涯学習課、指導課 第3回:教育総務課、文化生涯学習課)
 - (3) その他
①平成30年度水郷プール入場者数等について (スポーツ振興課)
②平成30年度市民体育祭日程表について (スポーツ振興課)
③文化生涯学習関連事業について (文化生涯学習課)
6. 傍聴者 なし
7. 議事内容

教 育 長 では、9月の教育委員会定例会を始めます。本日傍聴はありませんが、議案第28号については非公開でお願いしたいと思います。

それでは、2番の教育長報告事項をお願いします。

————— 8月23日以降の行事について報告 —————

教 育 長 それでは、3番の議案に移ります。

議案第28号 平成30年10月1日付教育委員会の人事異動について、教育総務課お願いします。

【議案第28号「平成30年10月1日付教育委員会の人事異動について」を協議】
(非公開)

教 育 長 続きまして、議案第29号 学校事務共同実施協議会会員の委嘱について、総務課お願いします。

教育総務課 教育委員会定例会会議次第資料6ページをお願いいたします。

学校事務共同実施協議会会員の委嘱についてでございます。学校共同事務につきましては、複数の学校事務職員が共同して学校事務の処理を行うことにより、事務処理の効率化、職員の資質の向上を図るとともに、学校運営などへの支援を行い、教員の負担軽減を図ることにより、教員が児童生徒と向き合える時間を確保し、子供たちの教育の一層の充実を図ることを目的としまして、本市におきましては、平成26年4月より本格的にスタートしまして、ことしで5年目となるものでございます。こちらは、本年4月の定例会におきまして、土浦市学校事務の共同実施にかかわる中心校4校、こちらは次ページになりますが、7ページに中心校と連携校を記載してございますが、ご承認をいただいております。

なお、次の2の共同実施協議会の会員につきましては、学校事務の共同実施に関する規定第3条第3項の規定によりまして、(1)の中心校の校長から(7)までの会員を既に委嘱をしてございます。委嘱している皆様の一覧表が、6ページの一覧表にあります18名の方でございます。18名の方には、本年の5月の1日から来年の3月31日までを委嘱してございまして、1番目の土浦一中の校長のところにも米印がついてございますが、変更となる委員でございます。こちらは8月の定例会でお示したとおり、9月1日付の人事異動に伴いまして、下記に記載がございまして、土浦第一中学校の小祝校長先生が退職をされ、新たに酒井校長が就任されましたことから、酒井校長を後任の学校事務共同実施協議会会員として、前任者の残任期間を委嘱したいと考えてございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

教 育 長 学校事務の共同実施の会員に、土浦一中の小祝先生が退職されたことに伴う土浦一中の後任の酒井校長先生に交代するという案件でございます。よろしいでしょうか。それでは、そのように願います。

続きまして、議案第30号 土浦市就学援助規則の一部改正について、学務課お願いします。

学 務 課 まず初めに、議案第30号、31号につきまして、資料が当日配付となってしまいましたので申し訳ございません。別添の資料2をお願いいたします。

就学援助制度につきましては、経済的にお困りのご家庭に対して、就学費用の一部を援助するものでございまして、援助する具体的な費目につきましては、新入学用品費や学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費などがございます。この後、次の議案で詳しく説明させていただきたいと存じますが、これらのうちの新入学用品費につきましては、これまでは入学後に申請していただき、7月に支給しておりましたが、保護者の方への経済的支援や子育て支援の観点から、こちらを入学準備金として入学前に支給できるよう、新たにこの後ご案内させていただきます土浦市入学準備金支給規則を制定いたしますことから、土浦市就学援助規則を一部改正するものでございます。

具体的な改正箇所につきましては、別添の資料2の11ページをお願いいたします。こちらの新旧対照表の中ほどにございます第3項のアンダーラインが引いてある部分になりますが、入学準備金の支給を受けた者にあつては、前項、第2項第1号の新入学用品費を支給しないという文言を新たに設けるものでございます。こちらのほうの規定が、主な今回の改正内容になります。それ以外では、資料の7ページをお願いいたします。

こちらの様式第3号、準要保護児童生徒に係る世帯表という様式がありますが、こちらにつきましては、これまで毎年度、学校の方で作成していただいております。学校事務の負担軽減という観点もございまして、原則、家庭状況に変化がない場合に限っては、継続して使用できるような様式に改めるものでございます。

その他といたしましては、条文あるいは様式に義務教育学校という規定がなかったものでございますから、そちらの表記を追加する部分、あるいは文言、語句の追加・修正などもあわせて改正してございます。

こちらの一部改正の施行日につきましては、資料1ページに記載のとおり、公布の日から施行ということでございますけれども、新たに追加しました義務教育学校に関する改正部分につきましては、(2)に長々と記載がありますが、新治学園義務教育学校の開校日に合わせて、平成30年4月1日からの適用となっております。主な改正内容につきましては、以上のとおりですが、その他詳細につきましては、3ページから16ページの改正案文あるいは新旧対照表をご参照いただければと思います。簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

教 育 長 議案第30号について、就学援助とは、具体的には、修学旅行とか学校給食とか医療費等の補助のことです。だいたい準用保護を受けている方というのは全体の何パーセントくらいですか？

学 務 課 11%です。

教 育 長 11%。何人くらいですか。

学 務 課 昨年の認定数で申し上げますと、児童生徒数1万536人に対しまして1,211名認定してございます。

教 育 長 土浦市のこの準要保護の割合は、県と比べてどのくらいなんですか。

学 務 課 県の平均は、6%から8%。市町村によりまして、12%程度のところもありますが、土浦市の認定率は県内でも高いレベルでございます。

教 育 長 そのことで、次の議題の31号と連動しているんですね。

31号の説明を受けてから、30号と31号の質疑等をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

学 務 課

続いてご説明いたします。資料は、別添の資料3になります。

先ほどもご案内させていただきましたが、入学準備金につきましては、先ほどの説明のとおり、これまで就学援助の新入学用品費として7月に支給してございましたものを、入学準備金といたしまして入学前に支給するものでございまして、新たに今回、そちらの支給に合わせて規則を制定するものでございます。

資料3の1ページに制定の概要ということで、2番に主な内容が書かれておりますが、具体的な条文等につきましては、3ページ以降に添付してございますので、そちらの方で具体的な内容をご案内させていただければと思います。

3ページをお願いいたします。

まず、1条は趣旨、2条は語句の定義になっておりまして、3条が対象者ということで、教育委員会が要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると認める保護者とするとの規定で、こちらの方は、先ほど一部改正でご案内いたしました就学援助の規則と同様の条件となっております。

また、第4条、支給額、こちらにつきましても、先ほどの就学援助規則の中の新入学用品費と同じ金額となっております。小学生の保護者につきましては、年額で1万9,900円、中学入学の保護者の方につきましては、年額で2万2,900円という金額になってございます。

第5条は、申請についての規定になっております。申請の流れ、あるいは必要な書類等が書かれています。

第6条につきましては、申請に対する支給の決定の規定になってございます。第7条、こちらは入学準備金の支給ということで、第1項に記載のとおり、入学前に支給するというところで、第2項につきましては、支給を受けた後、その方が市外に転出して土浦市外の小学校等に入学した場合は、その転出先の自治体、あるいは、指定学校変更等によりまして、市内にお住まいの方が市外の小学校等に入学した場合は、当該学校を設置する自治体に対して、その方が既に入学準備金を受給している旨通知するような形をとりたいと考えております。

第8条につきましては、支給決定の取り消しということで、偽り、あるいは不正な手段により入学準備金の支給を受けたような場合、悪質な場合はそちらの決定を取り消すという規定になってございます。

第9条、こちらについては、入学準備金の返還ということで、ただいまご案内した第8条の規定に基づいて取り消しをした場合、返還を命じるという規定になってございます。

第10条については、その他必要な事項は教育委員会が別途定めるというような条文になってございます。

こちらの規則は、公布の日から施行ということで、その他詳しい内容等、あとは様式等も添付してございますので、そちらをご参照いただければと思います。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

教 育 部 長

追加ですが、今、お話申し上げたとおり、入学準備金。こちらについては、事前

申請制度で入学前に、仮にこの申請をしなかった場合は、入学後に既存の新入学用品費として支給するという事で、同額、いずれかでそれは申請者の状況に任せて、ご案内は事前にした上で、本人に事前に支給を希望するのか、事後なのかはご本人に任せるという制度でございます。申請が違う部分があって、協議した結果、規則としては別立てで準備金支給規則をつくったほうがいいだろうという結論に至ったので、就学援助規則の大幅な改正というよりも、そこだけ抜き取って新たに制度を設計したものです。以上です。

教 育 長 確認ですけれども、入学に対して、土浦市は、小学生はランドセルを全員に支給している。中学生は制服を全員に支給しているということで、大分手厚いんですけれども、それ以外で経済的に困窮している方が、入学式前にお金が必要なんだから、そうすべきだということで、議会でご指摘がございまして、久松議員の案に沿うような形で変更するという事ですよ。

学 務 課 今、教育長がおっしゃったランドセルは、新小学校1年生全員にお渡ししておりますが、制服については、全員ではなく準要保護の方に現物支給しております。

教 育 長 そういうことで、土浦市は手厚い対応をしていることは事実なんですが、入学前に必要なので、7月では遅いということで、新しい規則を制定するという事でございます。ご質問ございますか。

説 田 委 員 この制度の趣旨は、教育長がおっしゃられたとおり、以前から議員の方は何度かおっしゃられていますので、理解をしておりますので、賛成をしたいと思います、大体31年度から実施するとした場合、どのぐらいの予算が見込まれるのかという点と、あと、この金額は先々、物価の上昇とか消費税の増も同じことですから、変わったときはプラスして柔軟にやっていくのかどうかという2点教えてください。

学 務 課 予算の方は、大体500万円程度を見込んでおります。あと、物価上昇の部分につきましては、先ほど教育長からもお話がありましたランドセルの支給ですとか、制服の現物支給というのもやっている中でのこの金額設定ということで、他の市町村ではやはり高いところもありますが、それは特にそういう支給を行っていない市町村であったりしますので、周辺の自治体の状況あるいは市の財政状況も踏まえて、その辺を総合的な視野で、もしそういう事態になったときには、検討してまいりたいと思います。

教 育 部 長 追加ですけれども、結局、この入学準備金あるいは就学援助費、先に払うだけで、総額は変わりません。

説 田 委 員 タイミングの問題なんですね。

教 育 部 長 タイミングの問題です。もう予算化していますので、今年度から支給は開始します。それとあと、全体の就学援助については、先ほどから申し上げておりますように、ランドセルとかそういったものは独自支給とか、そういうものを総合的に勘案すると、県内自治体の中で土浦市のレベルは、中程度以上にランクされているということは、議会答弁でもお話し申し上げます。

ただ、今後、周辺が上がった場合には、また検討しなくちゃならないと考えています。以上です。

松 延 委 員 対象資格がありながら、全く申請しないで受給されていないという方もいらっしゃる

るのでしょうか。今日は学校訪問がありまして、外国の児童が増えてきているんですね。そういう方のフォローとかはどんなふうになっているのでしょうか。

学 務 課

基本的に毎年、新学年に上がった段階で、学校の保護者の方にお知らせ等をお配りして周知を図っておりますので、委員会の見解としては、周知徹底を図っているという状況でございます。ただ、そうは言いましても、お子さんのほうが親御さんにお渡ししていなかったりとかそういうケースもありまして、年度途中で申請をされるというケースもございますので、引き続き周知には努めていきたいと考えています。

説 田 委 員

どちらの国籍の方が多いのでしょうか。

学 務 課

外国人につきましては、ブラジル国籍の方ですとか、当然、英語圏の方、もしくはフィリピン国籍の方、いろいろな国籍の方いらっしゃいますが、第二外国語に多い英語のお知らせ等をつくって、そういった保護者でも対応できるよう進めています。

教 育 長

そのほかございますか。

それでは、よろしいですか。議案第30号と31号については、今説明のとおりでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議案第32号 土浦市学区審議会委員の委嘱について、学務課お願いします。

学 務 課

定例会資料の14ページをお願いいたします。

土浦市学区審議会委員の委嘱についてでございますが、学区審議会につきましては、資料の下の方に記載させていただきました土浦市学区審議会条例第2条の規定により、教育委員会の諮問に応じて、土浦市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園の学区に関する事項を審議して教育委員会に答申することを任務としているものでございまして、同条例第3条の規定に基づき、平成30年6月1日から2年間の任期で委員の委嘱をしておりましたが、平成30年9月1日付の人事異動、先ほどの教育総務課の共同実施の案件の理由と同じになりますが、人事異動によりまして、市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長並びに市立幼稚園の園長の選出区分におきまして、米印で表示させていただきました委員に変更があるものでございます。これまで委員を委嘱しておりました土浦第一中学校の小祝良信校長先生が、平成30年8月31日をもって退職されましたことから、後任の同校の酒井宏之校長に委員の委嘱をするものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございます。ただいまの説明でご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。小祝先生から酒井先生にかわるということでございます。ありがとうございます。

それでは、議案第33号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について、学務課お願いします。

学 務 課

資料の18ページになります。よろしく申し上げます。

土浦市教育支援委員会委員の委嘱につきましてご説明いたします。教育支援委員会につきましては、先ほどと同様に資料の下の方、参考ということで、土浦市教育支

援委員会条例を記載させていただきましたが、こちらの第2条の規定によりまして、教育委員会の諮問に応じて、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童、生徒の適正な就学支援等の教育支援及びこれに係る必要な事項について、調査、審議することを所掌事務としているものです。同じ条例第3条の規定に基づきまして、平成29年7月1日から2年間の任期で委員の委嘱をしておりましたが、先ほどの学区審議会と同様に、平成30年9月1日付の人事異動によりまして、学校教育関係の職員の選出区分におきまして米印で表示させていただいた委員の方に変更があったものでございます。

これまで委員を委嘱しておりました土浦一中の小祝校長先生が退職されましたことから、後任の酒井宏之校長先生に委員を委嘱するものでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教 育 長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上で、3番の議案は終了いたしまして、4番の報告事項（1）平成30年度第1回土浦市立学校給食センター運営審議会の開催結果について、学務課お願いします。

学 務 課

資料の19ページをお願いいたします。

土浦市立学校給食センター運営審議会につきましては、教育委員会の諮問に応じまして、給食センターの運営に関する重要事項について、調査審議するものです。8月21日に、今年度第1回目の会議を開催いたしましたので、その結果についてご報告させていただきたいと存じます。

まず、出席者の状況につきましては、資料19ページの3番に記載のとおり、全12名中8名の委員の方々に出席をいただきました。

また、本年6月1日の委員改選後、初めての会議でございましたので、会長及び副会長の選出を行いまして、会長は4番に記載のとおり、つくば国際大学医療保健学部講師の柴崎みゆき先生、副会長は都和小学校の大竹正宏校長先生に決定いたしました。

議事につきましては、5、議事内容に記載のとおり、（1）から（5）まで五つの事項につきまして、委員の皆様にご報告させていただきました。

なお、別冊で、資料4としてお配りしている資料が、当日の会議資料でございます。詳細につきましては、そちらをご覧くださいと存じます。

まず、（1）の（仮称）土浦市立学校給食センター整備については、新たに建設を予定しております（仮称）土浦市立学校給食センターの建設工事あるいは厨房機器物品購入の入札結果、今後の建設のスケジュール等について、委員の方々に報告をさせていただきました。詳細につきましては、資料4の1ページから12ページに資料を掲載させていただいておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

次に、（2）食中毒への対応マニュアルについては、給食等により食中毒が発生した場合の的確かつ迅速な対応を図るために、今年度新たに策定いたしました食中毒への対応マニュアル、資料4の方ですと、13ページから17ページになります。こちらについて報告させていただきました。こちらのマニュアルの内容につきまして

は、食中毒が発生した場合の学校、学校給食センター、教育委員会、それぞれの対応とその際の関係機関の連絡体系図をまとめたものとなっております。

続きまして、(3) 食物アレルギー児童生徒数及び園児数・異物混入件数・食育実績については、平成30年度、今年度の食物アレルギー児童生徒数と、平成29年度の学校給食における異物混入状況及び食育指導等の実績について報告させていただきました。資料の方は18ページ、19ページになってございます。

食物アレルギーにつきましては、食物アレルギーがあって、給食において何らかの対応を行っている児童生徒の人数は、18ページに記載のとおり、今年度は125名という状況でございます。

また、学校給食における異物混入につきましては、同じ資料の19ページのとおり、昨年度、平成29年度は危険物が1件、非危険物が73件の合計74件という状況で、これらの異物混入による健康被害等はございませんでした。食育指導等の実績につきましては、その下の表に記載がございますので、こちらをご覧くださいければと存じます。

続きまして、(4) 平成29年度学校給食費収納状況については、昨年度、平成29年度の学校給食費の収納状況について報告させていただきました。

なお、具体的な内容につきましては、次のページ、資料の20ページに記載のとおり、昨年度は99.58%という収納率でございました。

最後に、(5) 給食費(賄材料費)の現状についてにつきましては、資料が多く申し訳ございませんが、資料4の21ページから33ページの内容について報告させていただきました。報告させていただいた内容につきましては、本市の学校給食費についてでございます。本市の学校給食費につきましては、保護者から食材料費のみを徴収しており、食品価格の値上がりに対しては、これまで給食費の改定、値上げによって対応してまいりました。ただし、平成4年度以降は、消費税の増税に伴う値上げ、改定しか実施しておりませんで、その間の食品価格の値上がりに対しては、食材の選定あるいは献立の工夫などによって対応しているという状況でございます。しかしながら、資料の26ページをお願いします。26ページに記載のとおり、今年8月に学校給食摂取基準が改正されまして、そちらにも対応ができるような栄養価の維持、あるいは安心安全な食材の調達、さらには地産地消の一層の推進を図っていくには、現在の給食費ですとなかなか難しい状況となっているということで、今後は給食費の値上げ等についても検討する必要があるということをご報告させていただいております。

なお、この件につきましては、給食費の値上げをもし実施する場合には、教育委員会から審議会への諮問、審議会から教育委員会への答申、あるいは規則改正等の手続が必要となってまいりますので、その際には、改めまして教育委員会会議でお諮りさせていただきたいと考えております。平成30年度第1回土浦市立学校給食センター運営審議会の開催結果についての説明は以上でございます。よろしく願います。

教 育 長

ありがとうございます。食材費として、材料費が大体5億ちょっとかかっているということですね。準要保護は給食費免除ということをやっている。たしか大子

町は給食費無料になっていましたよね。いろいろな市町村の議会で給食費無償にするとか、公約で選挙に出る方がいるんですけども、実際に現状は難しいですね。それで、値上げの可能性もあるということですよ。

ご質問、何かございますでしょうか。

説田委員

ちょっとつまらない質問で申しわけないですけども、給食費の未納の金額は余り変わらないですけども、かなりここ数年でご努力されて減ったというのは、何か工夫があったんですか。

学務課

今現在、こちらの学校給食費の徴収に関しては、学校の方で本当に細やかな対応をしていただいているような現状がございまして、その結果が表われているものと考えております。

教育長

ほかにもございますか。

松延委員

徴収した費用の範囲内で給食を実施するという事なんですか。それとも、どちらから違う予算を補填して賄うという形になっているのでしょうか。

学務課

土浦市の学校給食費は、材料費のみいただいております、その中で対応、他の人件費ですとか光熱費等のランニングコストは全て市が負担している状況です。保護者の方からいただいているのは、給食の材料費ということで、食材の値上がり、あとは、主食も値上がりしている状況の中、同じ給食費のまま来ていることから、なかなか栄養価ですとか、やりくりが大変だという話があり、今後、値上げも視野に入れて検討が必要な状況でございます。

教育部長

よろしいですか。

あと、いつも言っているのは、学校給食法、こちらの22ページにありますように、所要分担が法律上、負担区分というのがありまして、22ページの上に表がございまして、費用負担、これは法律で決まっております、人件費から修繕費までは設置者、食材料費は保護者、光熱費は設置者または保護者となっておりますが、土浦市では、光熱費も設置者である市が負担しております。

ですから、食材料費については、法律上、保護者が負担すると原則になっておりまして、この範囲で食材を栄養士のほうでいろいろ工夫をして献立をやっておりますが、栄養価の基準が変わったので、これを維持するには、食材料費を上げざるを得ない状況があるので、給食費の見直しを検討せざるを得ない状況になってきているというのが現状です。

教育長

鈴木委員、何かございますか。

鈴木委員

食物アレルギーの児童への対応ですけども、16ページの資料で、牛乳の停止の数は結構43名とか多いんですけども、そのほかのアレルギーへの個別対応というか、いろいろなアレルギーがあると思うんですけども、ほかの食物に対する給食での個別対応をしているのでしょうか。

学務課

さまざまな状況がございまして、保護者の方との面談により、成分表をお配りするとか、献立表をお配りして対応していただくとか、あとは牛乳だけであれば、牛乳だけ除く、他にもアレルギーがあるような場合は、お弁当にするとかというのは、個別の面談を実施して決定してもらいます。

鈴木委員

それなので、比較的特殊な食材に関しては、結局、保護者のお弁当を用意するとい

学 務 課 う形で、給食センターで食材を抜いた特別食とかをつくるというわけではない。
はい。代替食というのは、現状では対応できないので、そういったアレルギーが多い方は、お弁当持参という形で対応していただいています。

教 育 部 長 献立表にいろいろ食材料、あと成分表を個別にお渡しして、自主的といいますか、自己防衛もできるような体制はとっております。極端な話、ほんのちょっとだけ特別な成分についてという場合は、そこだけ弁当を持ってくるような形の。それ以外は給食をとっている。

学 務 課 新センターは、アレルギー除去食ということを全面的に打ち出しておりますが、そちらは、その部屋には他のものは一切持ち込まないというような個室になっておりまして、現在予定しているのが、児童生徒のアレルゲンで一番多い卵と乳の除去食ということで、そちらもその代替ではなくて、卵と乳を除いた給食になるので、メニューによっては、例えば卵スープだったら、卵を除いてそれが成り立つかどうかとか、費用の面等の問題もあるので、他市の事例等をこれから研究して、お子さんにとってよりよい給食をつくれるよう努めていきたいと考えております。

教 育 長 ありがとうございます。そのほかございますか。
それでは次に、報告事項（2）平成29・30年度研究推進校研究発表会について、指導課をお願いします。

指 導 課 20ページをお願いいたします。
平成29年度から研究推進校としてプログラミングの研究を進めてまいりました大岩田小学校で研究発表会を予定しております。今回は、その概要についてお伝え申し上げます。
期日は、平成30年11月16日金曜日、会場は大岩田小学校でございます。研究テーマはそこでございますとおり、小学校におけるプログラミングに関する学習指導の在り方ということで、報道等でもなされておりますとおり、正式には平成32年度、2020年度から全ての小学校で実施となりますプログラミング教育を先行実施した内容の研究でございます。
日程につきましては、7番にございますとおり、13時15分から受付、オリエンテーションの後、1時間公開授業を行う予定でございます。授業の公開に向けて、大岩田小学校全職員で今、頑張っているところでございますので、お忙しいところとは存じますが、委員の皆様方にもご来賓としてご参加いただければありがたいと思っております。
なお、期日及び午後公開ということは決定でございますが、委員の皆様には改めて正式な通知をお出しいたしますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

教 育 長 小学生へのプログラミングに関する研究発表会ということでございます。ご質問ございますか。
続きまして、報告事項の3番目、平成30年第2回及び第3回土浦市議会定例会一般質問について、文化生涯学習課、指導課、教育総務課、よろしくをお願いいたします。

教育総務課 初めに教育総務課のほうから説明申し上げます。報告事項の3項目めでございますが、右上に資料5と書いてあるものをお開き願います。

1 ページをお願いしたいと思います。

こちら6月議会の一般質問となっております。こちらの平成30年度の第2回市議会定例会といたしまして、6月の11日から13日の期間におきまして一般質問が行われまして、その際に、吉田千鶴子議員、福田議員、次ページ、2ページとなりますが、島岡議員の3名の議員から教育委員会関連のご質問をいただいているところでございまして、ご質問に対するご答弁につきましては、本来、7月の定例会の内容でご報告をするところではございましたが、報告が漏れてしまいました。大変申しわけございません。今回は、9月臨時会の際にご報告できなかった9月市議会定例会における教育委員会関連のご質問に対する答弁内容、こちらは次ページの3ページでございます。3ページになりますが、久松議員から2項目のご質問をいただいておりますので、こちらのご質問と合わせて、教育関連のご質問ということでご報告をさせていただきたいと思っております。

なお、3ページの下段に、米印に記載がございまして、臨時会にご報告をさせていただきました6件の案件を除く案件でございます。

それでは初めに、平成30年第2回6月の市議会定例会の答弁概要につきまして、順次担当課よりご報告をさせていただきます。その後、9月市議会定例会における一般質問の答弁概要を報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

教 育 長
指 導 課

指導課お願いたします。

1 ページをお願いいたします。

吉田千鶴子議員より、小中一貫のことについてご質問いただきました。質問事項をご覧ください。土浦市小中一貫教育について、2点いただきました。本市の小中一貫教育の取り組みについて、また、運動会における小中一貫教育についてという2点ご質問いただきました。

運動会につきましては、新治学園の運動会の実施状況及びその他の小学校の運動会への中学生の参加についてということでご質問いただきました。

答弁の概要としてまとめましたものを読ませていただきます。確かな学力や豊かな心、健やかな体の保持、いじめや不登校の解消のため、小中学校の教員が目指す子供像を共有し、学習系統表の活用や中学校区内の決まりの統一、児童生徒の交流活動など系統的・継続的な指導を展開している。

新治学園では、全学年が協力して運動会をスムーズに進められた。小学校の運動会への中学生参加については、小中一貫教育を地域に広報する好機ではあるが、中学校では修学旅行や部活動の大会前の練習を行うため、小学校の運動会の競技に中学生が参加することは難しい。小中一貫教育のねらいを達成するためには、児童生徒が直接かかわり合う機会が必要であるので、小中学校の交流行事について検討していきたい。ということでございまして、質問の要旨や答弁の詳細につきましては、4ページ以降に掲載してございます。

続きまして、2番でございます。

福田一夫議員からご質問いただきました。犯罪に強いまちづくりについてということで、子供を守るためにはというような内容でご質問いただきました。

答弁の概要でございます。市教委に報告された不審者事案は、市立学校等関係各所に連絡し、直ちに対策・対応を図っている。下校時に青パトで市内巡回をするスクールガードリーダーも情報を共有し、不審者出没地区を重点的に巡視し、安全確保に努めている。学校では、保護者への緊急メール配信や手紙による注意喚起、不審者対応の避難訓練や防犯教室を実施し、適切な避難方法や身を守る方法を学び、緊急事態に備えている。保護者や地域の協力を得ながら防犯対策を講じるとともに、自分の身は自分で守るという意識と方法を身につけさせることが大切である。防犯ブザーは、毎年小学校1年生全員に配布し、登下校時や外出時に携帯するよう学校で指導している。防犯ブザーが確実に機能するよう、乾電池の交換等の管理は保護者に依頼している。ということでございまして、こちらは答弁の詳細につきましては、9ページ以降に掲載されております。指導課からは以上でございます。ありがとうございます。続いて、文化生涯学習課をお願いします。

教 育 長
文化生涯学習課

続きまして、2ページのほうをお願いいたします。

島岡議員から質問、大きな1番としまして、公民館のエレベーターの設置についてご質問をいただきました。こちらについての答弁の概要でございます。

高齢者の利用が多い8地区の公民館であるが、6館についてはエレベーターが未整備となっている。未整備の公民館は、建築後30年から40年経過しており、順次大規模改修の検討が必要であることから、エレベーターの設置については、公共施設の総合的な建てかえ、大規模改修について、長期的な見直しの中で具体的な整備方針を検討していく必要がある。

質問の要旨及び答弁の詳細につきましては、13ページ以降に載せさせていただいております。よろしくをお願いいたします。

教 育 長
文化生涯学習課

続いて、9月議会の一般質問答弁で久松議員から出たことについて、文化生涯学習課、よろしくをお願いします。

久松議員ご質問の大きな2番、ことしの命にかかわる酷暑による市民への影響と今後の対策についての3番としまして、地区公民館等避難場所の設置の検討についてということでご質問をいただいております。

答弁の概要でございます。平成23年の東日本大震災以降、熱中症対策の啓発にあわせて、日中に自宅で暑さ対策が困難な方へ地区公民館のロビーなどの利用を広報紙等で呼びかけてきた。地区公民館には、図書館分館や図書室があるため、読書を楽しむこともできることから、遠慮なくご利用いただきたいと考えている。今後、利用促進のための周知方法については、さらに検討をしたい。答弁等詳細につきましては、16ページ以降に記載させていただいております。

教 育 長
教育総務課

ありがとうございます。次、教育総務課をお願いします。

久松議員からのご質問ということで、先ほど文化生涯学習課長と同じ、今年の命にかかわる酷暑による市民への影響と今後の対策についての5項目としまして、小中学校特別教室へのエアコンの設置についてご質問をいただきました。普通教育以外の特別教室へのエアコンの設置ということでございます。

答弁の概要でございます。下段でございますが、本市幼稚園、小中学校普通教育のエアコンの設置率は100%である。平成29年4月1日現在の茨城県の空調、冷房設

備の設置状況結果では、特別教室のエアコン設置率は、全国平均が34.6%、県平均35.3%に対し、本市は36.1%であり、パソコン教室、図書室、音楽室、第二音楽室を除くについては、全てにエアコンを設置済みだが、理科室、技術家庭科室、家庭科室、図工美術室等については、未設置である。

本年4月1日現在、本市の特別教室のエアコン設置率は49.4%で、第二音楽室を増設した一中、三中、四中、六中、都和中の5校の第二音楽室については、次年度以降、早急にエアコン整備を進める予定であり、理科室、家庭科室、図工美術室という特別教室も、今後はエアコン設置の検討を進めたいというものでございます。

なお、質問の要旨につきましては19ページ、答弁の詳細につきましては20ページから21ページとなっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。以上が6月と9月の答弁について、説明していなかった部分ということでございます。

まず、6月分で何かご質問ございますか。

9月分の久松議員関係についてございますか。

よろしいですか。

それでは、報告事項は以上で、その他。（1）平成30年度水郷プール利用者数等について、スポーツ振興課お願いします。

スポーツ振興課

資料の21ページをお願いいたします。

今年度の水郷プールの入場者数等について、報告させていただきます。

まず、1番の期間につきましては、7月14日から9月の2日まで、51日間開いておりましたけれども、米印に記載のとおり、台風で3日間休場しまして、実質48日間の営業となりました。

その48日間の入場者数等については、2番に記載のとおり、平成30年度の欄です。合計で6万8,021人、入場料収入が5,203万2,780円と、昨年と比較しまして、入場者数では1万9,034人、入場料収入で1,548万2,940円の増という状況でございました。以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。水郷プールの入場者数です。ご質問ございますか。

私のほうから、当初、水郷プールをつくったときに、市のほうで負担がないようにということで、収入が、たしか5,600万とか6,000万くらいで想定しましたけれども、今年もその数からいくと、市の支出があるというふうに考えてよろしいですか。

スポーツ振興課

水郷プールの運営に係る委託料を市のほうから事業団のほうへ支出してございますが、そちらが5,900万でございます。入場料の合計が5,200万でございますので、その差額約700万は、市のほうで負担するというところでございます。

教 育 長

ということは、8万人くらい入れれば何とかなるということですか。

スポーツ振興課

8万弱で大丈夫かと思うのですけれども、なかなか難しい。目標は8万で。

教 育 長

どこの市営プールも、下妻の砂沼サンビーチなどもいろいろ苦勞しているみたいです。今、一般の方のレジャー形態が大変変わってきていると思います。また、天候によっても左右されますからね。天候の悪い日が週末に当たらなければ入るんですよ。お盆とかも。

スポーツ振興課
教 育 長

今回も3日休業がなければ、7万は確実に超えていたと思っています。
そういうことでございます。よろしく願いいたします。
続きまして、(2)平成30年度市民体育祭日程表について、スポーツ振興課お願い
します。

スポーツ振興課

22ページのほうをお願いいたします。
冒頭に教育長のほうからもお話がありましたように、市民体育祭の名誉会長挨拶を
教育委員の皆様をお願いしたいと考えてございます。
先に、日程のほうは調整させていただきまして、その日程を記載してございませ
けれども、まず、9月30日の土浦小学校地区は今野委員、同じ30日の下高津小学校地
区が鈴木委員をお願いしたいと思っております。10月7日、荒川沖小学校地区が説
田委員、同じ7日の右掬小学校、こちらは松本委員をお願いしたいと。
本日、机のほうに封筒を配付させていただきましたけれども、この封筒の中にこの
日程表と、あと挨拶文の案のほうを入れてございますので、参考にしていただけれ
ばと思います。
また、中止等場合には、当日の朝になろうかと思うのですけれども、随行のほうに
記載してあるスポーツ振興課の職員のほうからご連絡をしたいと思っております。よ
ろしく願いいたします。以上でございます。

教 育 長

よろしいですか。
よろしく願いいたします。
それでは、(3)文化生涯学習課関連事業について、文化生涯学習課よろしくお願
いします。

文化生涯学習課

本日お配りをしました別添資料、クリップどめの資料でございます。裏にチラシ
等がついているものでございます。表紙のほう平成30年度公民館文化祭等の開催
についてとあるものをご覧いただきたいと思っております。
こちら、例年も開催しております文化生涯学習関連の行事についてご紹介をさせ
ていただきたいと思っております。
まず、こちら1ページ目、上の表でございますが、各地区公民館の文化祭につつま
して、表の左側でございます日付のほうが、各公民館で活動する同好会等の作品の
展示期間でございます。そのすぐ右側、中央でございます日付が、メインとなりま
すコミセン祭り等の開会式などが開催される日時となっております。
続きまして、下にございます平成30年度子どもまつりの開催につきましては、10月
の13日土曜日、霞ヶ浦総合公園、通称水郷公園でございますが、体育館の前の広場
を会場としまして、土浦市子ども会育成連合会の皆様によって開催をしていただ
くものでございます。
続きまして、裏面をお願いいたします。
こちら文化・芸術関連の行事でございます。こちらの行事につきましては、既にご
案内差し上げているところでございますが、プログラム及びチラシなどが完成いた
しましたので、その後ろ添付をさせていただいてございます。各地区、各団体にお
きまして、多彩な催し、今後開催される予定でございます。お時間等ございました
ら、ぜひご来場いただきたいと存じます。

なお、10月2日開催の薪能でございますが、委員の皆さんの駐車場につきまして、博物館のほうを準備させていただいておりますので、ご利用いただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。説明につきましては、以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

博 物 館

次は、土屋家の刀剣と井戸のある暮らしについて、博物館、何かございますか。

先日、定例会で説明させていただいたのが井戸のある暮らしでして、刀剣につきましては、毎年、これも開催しているものですが、市民の方も毎年楽しみにしてくださっているものなので、ぜひ教育委員の先生方にも、毎回同じものではありませんけれども、見ていただければと思います。

教 育 長

よろしくお願ひします。井戸のある暮らしは10月。これは、世界湖沼会議とコラボしているんですね。

博 物 館

はい。考古資料館も博物館も、湖沼会議の協賛を受けて開催しております。

教 育 長

特に、刀剣については、国宝・重要文化財がたくさんございまして、国宝は、茨城県にはこの土浦博物館と鹿島神宮に二つしかないということ。繰り返しになりますけれども。広報の方をよろしくお願ひいたします。

それでは、霞ヶ浦の誕生と貝塚について、お願ひします。

上高津貝塚

次回展示は、日本でも最古級の貝塚の資料を展示いたします。今から1万1,000年ぐらい前から貝塚というのはつくられまして、その後、6000年ぐらい前までの、気候が温暖化して海水が陸地のほうまで入ってきた時代の貝塚の紹介をしたいと思います。講演会等も企画しておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。

以上、その他3番の文化生涯学習関連のことでございます。

何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、そのほかありますか。

教育総務課

10月の定例会、次回の定例会でございます。10月23日火曜日が第4週の火曜日となりますので、10月23日火曜日の夕方4時から定例会ということでお願ひできればと考えております。

教 育 長

今回は、10月23日ということでございます。

そのほかございますか。委員の方からございますか。

ないようですので、以上で9月の教育委員会定例会を閉じます。ありがとうございました。